

外灯設備及び愛媛県障がい者更生センター照明器具ＬＥＤ更新等修繕仕様書

1 業務名

外灯設備及び愛媛県障がい者更生センター照明器具ＬＥＤ更新等修繕

2 修繕場所

愛媛県松山市道後町二丁目 12 番 11 号

愛媛県身体障がい者福祉センター

愛媛県障がい者更生センター

3 施行期限 令和 8 年 3 月 19 日

ただし、現場施工の期間と工事場所については、発注後に協議し決定する。

4 修繕内容

本修繕は、愛媛県身体障がい者福祉センター（以下、身障センター）及び愛媛県障がい者更生センター（以下、更生センター）の外灯設備及び更生センター館内の照明器具のＬＥＤ更新並びに通話録音装置設置の工事、既設設備の撤去・処分を行うものである。

(1) 外灯ＬＥＤ化工事

既設の外灯設備のＬＥＤ設備への取替え、機器撤去、配線工事など。

名 称	摘 要	数量	設置場所
ＬＥＤ照明器具	パナソニック株式会社 XYG2622R LE9 同等品	19台	身障センター7台 更生センター12台
2 灯用アーム	パナソニック株式会社 DYDX2002 同等品	19台	身障センター7台 更生センター12台
ポール（2m）	特注仕様	13台	身障センター4台 更生センター9台
ポール下部（2m）	パナソニック株式会社 DYDX2635A 同等品	13台	身障センター4台 更生センター9台
ポール（3.5m）	特注仕様	3台	更生センター3台
ポール下部（3.5m）	パナソニック株式会社 DYDX2635A 同等品	3台	更生センター3台

ポール (4m)	特注仕様	3台	身障センター3台
ポール下部 (4m)	パナソニック株式会社 DYDX2635A 同等品	3台	身障センター3台
タイムスイッチ	パナソニック株式会社 TB15601K 同等品	1個	更生センター1台
雑材消耗費		1 式	
労務費		1 式	
高所作業車		1 式	
撤去品処分費		1 式	

(2) 更生センター照明器具ＬＥＤ更新工事

既設の蛍光照明器具（シャンデリアを含む）のＬＥＤ設備への取替え、機器撤去、配線工事など。

名 称	摘 要	数量	設置場所
ＬＥＤ照明器具	三菱電機株式会社 EL-LFB2016AHJ 同等品	8台	2 階205号室
ＬＥＤ照明器具	パナソニック株式会社 LGB15321F 同等品	2台	2 階205号室
ＬＥＤ照明器具	パナソニック株式会社 XFX230NEN LE9 同等品	1台	2 階205号室
ＬＥＤ照明器具	パナソニック株式会社 XFX420DEN LE9 同等品	1台	2 階パントリー
ＬＥＤ照明器具	パナソニック株式会社 XFX420DEN LE9 同等品	2台	2 階リネン室
ＬＥＤ照明器具	パナソニック株式会社 XFX200DEN LE9 同等品	1台	1 階倉庫
ＬＥＤ照明器具	パナソニック株式会社 XFX430DEN LE9 同等品	10台	1 階厨房
ＬＥＤ照明器具	大光電機株式会社 DCL-41145 同等品	10台	1 階、2階廊下
ＬＥＤ照明器具	大光電機株式会社 DCH-41010Y 同等品	4台	吹抜

L E Dダウンライト	大光電機株式会社 LZD-91948LW 同等品	4台	吹抜
同上電源装置	大光電機株式会社 LZA-90815E 同等品	4台	吹抜
L E Dダウンライト	大光電機株式会社 LZD-93509LW 同等品	7台	吹抜・廊下
同上電源装置	大光電機株式会社 LZA-90815E 同等品	7台	吹抜・廊下
L E D照明器具	パナソニック株式会社 XFX230NEN LE9 同等品	11台	トイレ
L E D照明器具	パナソニック株式会社 XFX460NEN LE9 同等品	9台	1階機械室
L E D照明器具	パナソニック株式会社 LGW85014WZ 同等品	1台	1階機械室
L E D照明器具	パナソニック株式会社 NNFW21885 LE9 同等品	1台	2階機械室外部
L E D照明器具	パナソニック株式会社 XFX230NEN LE9 同等品	3台	2階機械室
L E D照明器具	パナソニック株式会社 LGC21162K 同等品	1台	宿直室
L E D照明器具	パナソニック株式会社 XFX200AEN LE9 同等品	1台	宿直室前
L E D照明器具	パナソニック株式会社 LGW85016F 同等品	1台	宿直室前
L E D照明器具	パナソニック株式会社 XFX200AEN LE9 同等品	1台	調理員休憩室
L E D照明器具	パナソニック株式会社 LGW85016F 同等品	1台	調理員休憩室
L E D照明器具	パナソニック株式会社 XFX200AEN LE9 同等品	2台	1階倉庫
L E D照明器具	パナソニック株式会社 NNFW21885 LE9 同等品	3台	勝手口外灯

L E D照明器具	パナソニック株式会社 LDL20SN1112K-X 同等品	3台	勝手口外灯
L E D照明器具	パナソニック株式会社 XFX420AEN LE9 同等品	1台	2階倉庫
L E D照明器具	パナソニック株式会社 XFX200AEN LE9 同等品	1台	2階放送室
L E D照明器具	パナソニック株式会社 LGD1108LLE1 同等品	5台	2階大広間廊下
リニューアルプレート	パナソニック株式会社 LGK02004 同等品	5台	2階大広間廊下
L E D照明器具	パナソニック株式会社 LGB52203KLE1 同等品	1台	2階応接室洗場
L E D照明器具	パナソニック株式会社 NNLK41715J 同等品	3台	1階喫茶厨房
L E D照明器具	パナソニック株式会社 NEL4200EN LE9 同等品	3台	1階喫茶厨房
L E D照明器具	パナソニック株式会社 XLGE8001CE1 同等品	12台	外部スロープ
L E D照明器具	パナソニック株式会社 XLGE8001CE1 同等品	4台	外部渡り廊下
L E D照明器具	パナソニック株式会社 XLW202NENZ LE9 同等品	2台	電光看板
雑材消耗費		1 式	
労務費		1 式	
足場組料		1 式	吹抜2階
撤去品処分費		1 式	

(3) 通話録音装置取付工事

通話録音装置の設置、調整工事

名 称	摘 要	数量	設置場所
通話録音装置	株式会社タカコム VR-518A 同等品	1台	2階倉庫

管理用パソコン	マウスコンピューター MousePro L5-I3U01BK-B 同等品	1台	2階倉庫
雑材消耗費		1 式	
労務費		1 式	
試験・調整費		1 式	

(4) 更生センター誘導灯 L E D 更新工事

既設の蛍光誘導灯設備の L E D 設備への取替え、機器撤去、配線工事など。

名 称	摘 要	数量	設置場所
L E D 誘導灯	パナソニック株式会社 FA10303CLE1 同等品	1台	1階廊下
表示板	パナソニック株式会社 FK10318 同等品	1枚	1階廊下
リニューアルプレート	パナソニック株式会社 FK11734C 同等品	1枚	1階廊下
L E D 誘導灯	パナソニック株式会社 FA20312CLE1 同等品	3台	1階廊下1台 食堂2台
表示板	パナソニック株式会社 FK20300 同等品	3枚	1階廊下1枚 食堂2枚
リニューアルプレート	パナソニック株式会社 FK21727C 同等品	3枚	1階廊下1枚 食堂2枚
L E D 誘導灯	パナソニック株式会社 FA20312CLE1 同等品	6台	大広間
表示板	パナソニック株式会社 FK20300 同等品	6枚	大広間
リニューアルプレート	パナソニック株式会社 FK21727C 同等品	6枚	大広間
L E D 誘導灯	パナソニック株式会社 FA20312CLE1 同等品	3台	2階廊下
表示板	パナソニック株式会社 FK20300 同等品	2枚	2階廊下

吊具	パナソニック株式会社 FP22350C 同等品	2個	2階廊下
L E D誘導灯	パナソニック株式会社 FA10303CLE1 同等品	4台	2階廊下
表示板	パナソニック株式会社 FK10316 同等品	3枚	2階廊下
表示板	パナソニック株式会社 FK10317 同等品	1枚	2階廊下
リニューアルプレート	パナソニック株式会社 FK11734C 同等品	4枚	2階廊下
雑材消耗費		1 式	
労務費		1 式	
撤去品処分費		1 式	
消防申請手数料		1 式	

5 材料の基本要件及び仕様

- (1) 本修繕に必要な材料等は、再使用する材料以外は全て国内メーカーで未使用品（新品）とし、規格・品質等が無いものは、日本産業規格あるいは同基準に準ずる優秀なものを使用し、十分な強度、耐久性、耐候性、耐腐食性及び耐震性の性能を有するメーカー規定に合致したものであること。
- (2) 日本国内の主要な地域にメーカーのサービス拠点を有し、新設機器の障害、修理等に対して迅速に対応できるメーカー製品であること。

(3) 機器の仕様

4. 修繕内容の摘要で記載している「同等品」とは性能的に同程度であること及び既設機器の現設置場所に設置できること。

ただし、同等品とする場合は、同等以上であることを証明する資料を添付し、担当職員の承諾を受けること。

(4) 配線材料等

配線については、国土交通省発行の「公共建築工事標準仕様書」「公共建築改修工事標準仕様書」（最新版）による。

6 適用仕様書

本修繕の仕様は、仕様書及び設計書によるほかは国土交通省発行の「公共建築工事標準仕様書」「公共建築改修工事標準仕様書」（最新版）、メーカー規定及び関係諸規則による。

7 提出書類

本修繕について、受注者は下記の関係書類を提出すること。

なお、これらに要する費用は、すべて受注者の負担とし、提出数は発注者の指示による。

- (1) 工程表等（契約締結後速やかに）
- (2) 着手・完了届（着手・完了後速やかに）
- (3) 施工計画書（契約締結後速やかに）
- (4) 作業写真（竣工後速やかに）
- (5) 完成図面（機器配線、設置場所を示した図面・竣工後速やかに）
- (6) 納入機器完成図、カタログ、メーカー仕様書、機器取扱説明書、試験成績報告書など（竣工後速やかに）
- (7) 保証書
- (8) 処理業者が作成したマニフェスト票（D票またはE票）の写し、処分した廃棄物の種類・廃棄量がわかるものを提出すること。
- (9) その他指示された書類

8 検査

更新機器、施工機材及び材料搬入時に、現場代理人等立会のうえ、担当課職員に報告し、立会いの検査を受けること。

修繕完了後、現場代理人等立会のうえ、担当課職員が完成検査を実施し、現場及び書類検査合格をもって完了とする。

但し、手直し事項が発生した場合は、手直し完了後再検査を実施し検査合格をもって完了とする。

9 その他

- (1) 本修繕は、障がい者施設内の施工のため、施設利用者及び施設運営に支障が無いよう特に配慮し施工すること。
- (2) 修繕について、事前に県担当者及び施設管理者、担当者と連絡をとり、利用状況や安全管理、振動騒音等を配慮のうえ施工すること。
また、事前に施工計画書を提出し、承諾のうえ、施工するものとする。
- (3) 工事の進捗状況により更新機器、施工機材及び材料等を現場敷地内で、一時的な置き場を確保する必要がある場合、事前協議により許可するが、受注者の責任において管理し、破損や盗難などについての一切の責任を負うこと。
- (4) 作業場所周辺は、養生及び立入禁止表示等を行い周辺の安全と保護対策を行うこと。
- (5) 修繕現場は、常に整理整頓及び安全管理に努めること。
- (6) 現場作業に際し、既存建築物及び既設設備機器、物品を汚損、破損等を

した場合は、受注者の責任において復旧すること。

- (7) 各工種、工程毎に施工前、施工中、施工後を記録し、作業写真のみで本作業の施工経緯を含め修繕の全容を把握できるようにすること。
- (8) 関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を要する場合は、受注者の責任と費用負担において法令・条例等の定めにより、発注者に報告のうえ遅滞なく作成及び届出を実施すること。
- (9) この仕様書は、仕様の大要を示すものである。したがって、当然施工しなければならないことはもちろん、本修繕で必要なことについては、受注者の責任において、施工すること。
- (10) 本修繕を施工にするに当たり、法令等の制限を受ける場合には、該当法令等を遵守すること。
- (11) 同敷地内で他の改修等を行っている場合は、双方の改修等が適切かつ円滑に行われるよう、十分調整のうえ実施すること。
- (12) 受注者の責めに帰することができない理由により履行期限までに業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対して、遅滞なく、その事由を付して履行期限の延長を求めることができる。その延長日数は、受注者と発注者が協議して決めるものとする。
- (13) 現場施工上疑義が生じた場合は、県と協議のうえ決定すること。
- (14) 今回の入札において、必要に応じて現場確認を行い、担当課職員の説明を受けること。ただし、現場確認・職員の説明を受ける日時は事前に連絡のうえ、調整を行うこと。